

石綿含有廃棄物等の 適正処理に向けての取組み

令和6年11月11日

大阪府環境農林水産部

循環型社会推進室産業廃棄物指導課

石綿含有廃棄物等の適正処理のために

- 廃棄物を排出する前に石綿を含有するか確認
- 分析等により石綿含有建材等かを特定しない場合、石綿を含有するとみなして、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として処理
- 産業廃棄物の種類に応じた許可を有する処理業者と契約する
(廃石綿等 ≠ 石綿含有産業廃棄物)

特別管理産業廃棄物

大阪府産業廃棄物指導課の取組み

■解体工事現場への立入検査

- 関係部局と連携した一斉パトロール
- 通報等に基づく現場確認

■発注者や事業者向け説明会での周知

- 建設リサイクル法説明会
- 大阪府石綿飛散防止対策セミナー

■リーフレットの配布

当課窓口のほか、建設リサイクル法・建設業法窓口にて以下のリーフレット等を配架

- アスベスト廃棄物の適正処理について
- 地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理について

○石綿含有廃棄物等について

産業廃棄物

- ・廃プラスチック類 ・ガラスくず ・がれき類 等

石綿含有産業廃棄物

- ・石綿を含むPタイル（廃プラスチック類）
- ・石膏ボード（ガラスくず）
- ・石綿スレート板（がれき類） 等

特別管理産業廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する産業廃棄物

廃石綿等

- ・石綿含有吹付け材
- ・石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材 等

一般廃棄物

- ・家庭からのごみ ・事務所からの紙くず、食品残渣等

石綿含有一般廃棄物

- ・日曜大工によって排出された石綿スレート等

特別管理一般廃棄物

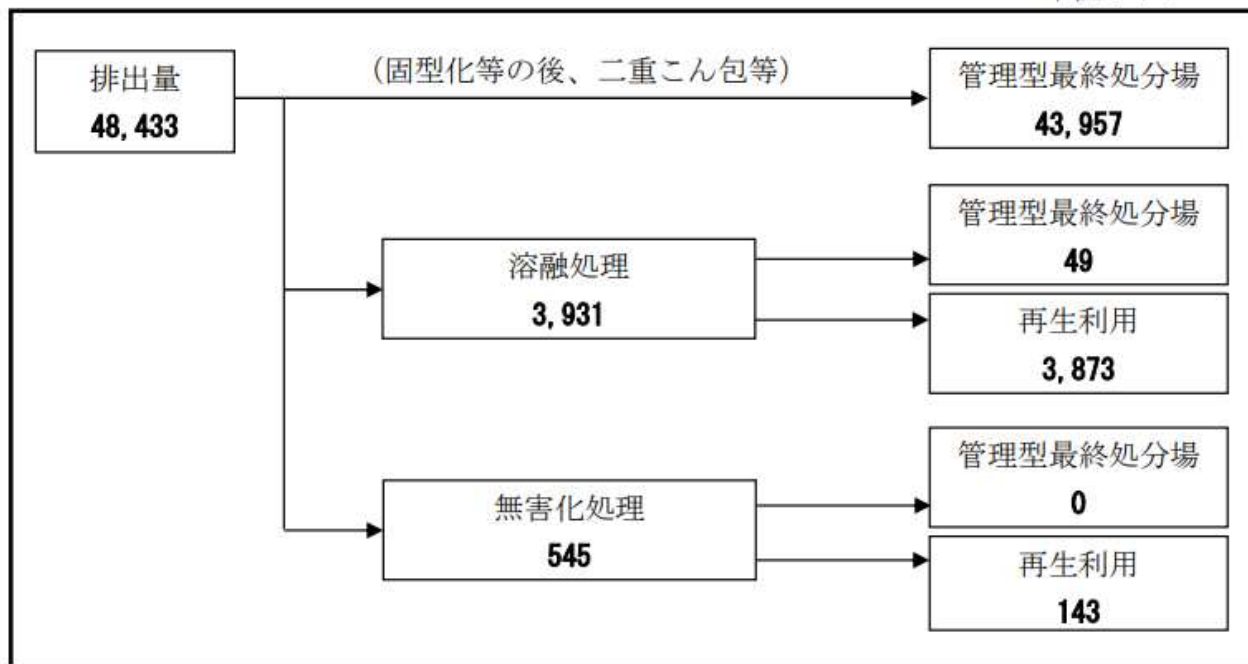
- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する一般廃棄物

石綿含有建材等かどうか確認できない場合は、必要な分析を実施する。分析等を実施しない場合は、**石綿を含有するとみなして、その建材の種類に応じて廃石綿等又は石綿含有廃棄物として排出する。**

廃石綿等の処理状況①

廃石綿等の処理状況（全国・令和4年度実績）

単位：トン



※排出量そのものは調査していないため、処理量の合計を排出量としている。

※溶融処理及び無害化处理により減容された分があるため、最終処分と再生利用の合計は処理量と一致しない。

※廃石綿等に係る無害化处理とは、石綿が検出されない性状に処理することであり、現在認定を受けて実施されている無害化处理は、全て溶融処理となっている。

出典 環境省HP

廃石綿等とは、特別管理産業廃棄物であって、

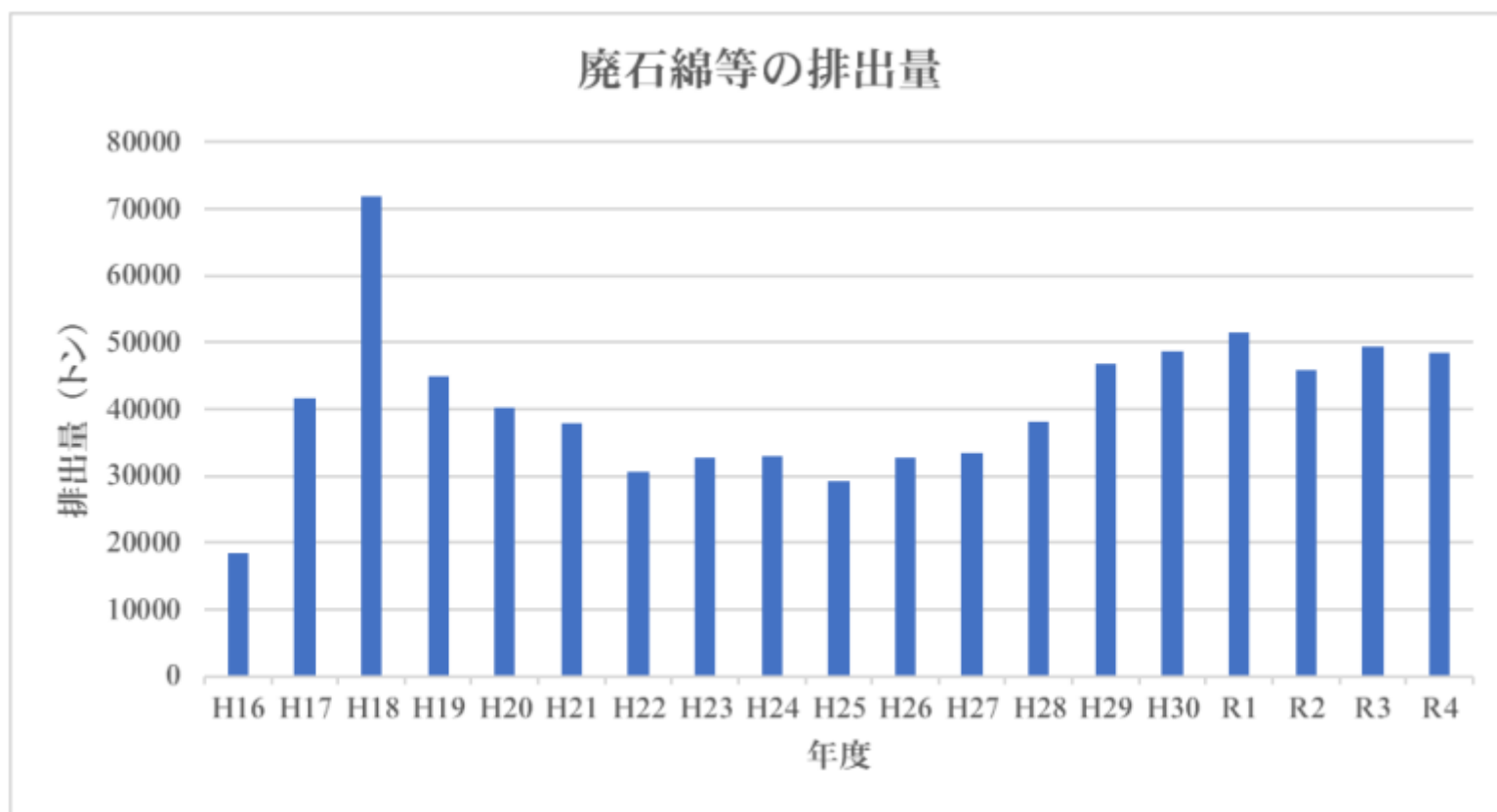
①建築物その他工作物であって、石綿を吹きつけられたものから除去された石綿（いわゆるレベル1建材が廃棄物になったもの）

②石綿を含む保温材、断熱材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材が廃棄物になったもの）

③石綿建材除去事業に用いられたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等であって石綿が付着しているおそれのあるものなどをいう。

廃石綿等の処理状況②

廃石綿等の排出量（全国）



各種情報

【大阪府のホームページ】

- 産業廃棄物に関すること

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/sanpai/index.html>

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり（産業廃棄物・排出事業者向け）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/report/shiryo.html#shiori>

【環境省のホームページ】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws.html>

- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

問い合わせ先

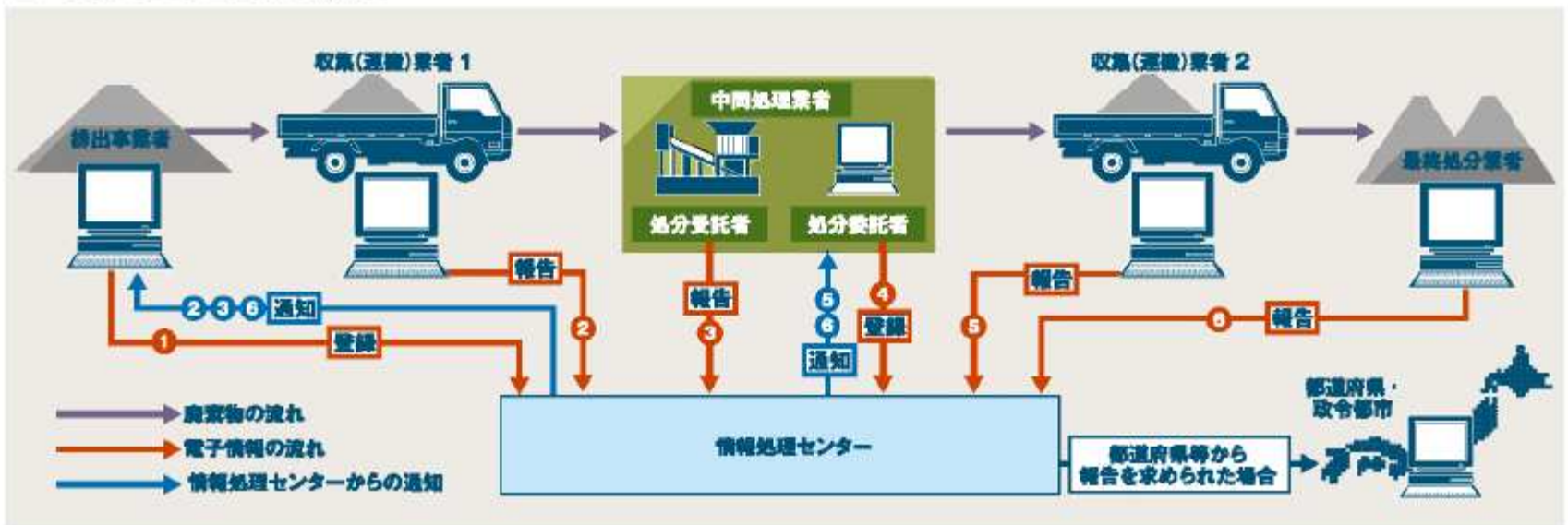
地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市 環境局 環境保全部 環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市 環境部 環境指導課	06-6858-3070
吹田市域	吹田市 環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ	06-6384-1799
高槻市域	高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課	072-669-3695
枚方市域	枚方市 環境部 環境指導課	050-7102-6013
八尾市域	八尾市 環境部 循環型社会推進課	072-924-3772
寝屋川市域	寝屋川市 環境部 環境保全課	072-824-1021
東大阪市域	東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課	06-4309-3207
大阪府域 (上記9市域以外)	大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	06-6210-9570

電子マニフェストについて

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター（（公財）日本産業廃棄物処理振興センター※）を介したネットワークでやり取りする仕組み。

（※（公財）日本産業廃棄物処理振興センター
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>）

■ 電子マニフェストの流れ



出典：「産業廃棄物を排出する事業者の方に」（（財）産業廃棄物処理事業振興財団）

府発注の工事の電子マニフェスト使用義務化について

電子マニフェストの利用促進に向けた取組みとして、令和5年4月1日以降に契約を行う府が排出事業者となる産業廃棄物処理委託及び府発注の工事について、『電子マニフェスト』の使用を義務化しています。

★府が排出する産業廃棄物に関する委託（収集運搬・処分）について、『電子マニフェスト』の使用を義務化しています。

★すべての府発注工事における産業廃棄物の処理にあたり、『電子マニフェスト』の使用を義務化しています。

入札参加資格として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するJWNETへの加入が必要となります。

『電子マニフェスト』の使用が確認できなかった受注者へは・・・

- 入札参加停止措置の適用
- 工事成績評定の減点

【問合せ先】

◇入札契約手続きに関すること

総務部契約局総務委託物品課企画・システムG 06-6944-9905

◇電子マニフェスト制度に関すること

産業廃棄物指導課排出者指導G 06-6210-9570

石綿含有廃棄物等の適正処理のために

- 廃棄物を排出する前に石綿を含有するか確認
- 分析等により石綿含有建材等かを特定しない場合、石綿を含有するとみなして、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として処理
- 産業廃棄物の種類に応じた許可を有する処理業者と契約する
(廃石綿等 ≠ 石綿含有産業廃棄物)

特別管理産業廃棄物